

○千葉県警察嘱託歯科医に関する要綱の制

定について (昭和61年10月1日 例規(刑・捜一・留・備一)第19号警察本部長)

(沿革) 平成12年3月例規(刑・捜一・留・備)第9号改正

各部長・参事官・所属長

このたび、みだしの要綱を制定し、昭和61年11月1日から施行することとしたが、この要綱制定の趣旨、運用上の留意事項は、次のとおりであるから効果的かつ適切な運用に努められたい。

記

1 制定の趣旨

大規模事件・事故等による多数死体及び変死体の身元確認方法として、歯科法医学を活用した個人識別が重要性を増していることから、この種事案に対処するため一定の要件を具備する歯科医師を警察嘱託歯科医（以下「嘱託歯科医」という。）として嘱託し、その協力体制を確保するとともに併せて留置人等の歯科診療についてもその万全を期そうとするものである。

2 運用上の留意事項

(1) 嘱託歯科医の上申時期（第4条）

署長の上申は、嘱託歯科医の嘱託期間が満了する1か月前までに捜査第一課長を経由して本部長に対して行うものとする。

また、解嘱により嘱託歯科医に欠員を生じた場合は、その都度上申を行うものとする。

(2) 嘱託手続（第4条）

嘱託歯科医の上申に際しては、上申歯科医師が特定大学出身者に偏することのないよう留意するとともに、郡市歯科医師会会長の意見を参考にして行うものとする。

(3) 嘱託歯科医の上申基準（第5条）

ア 嘱託歯科医の嘱託の上申基準は、この要綱の制定目的からして、自署管内に

居住し、かつ、歯科診療所を開業、若しくは同所等に勤務する歯科医師を対象とすることを原則とするが、その他自署管内において歯科診療所を開業若しくは同所に勤務する歯科医師であれば管外に居住する者であつても差し支えないものとする。

さらに、自署管内に上申基準を具備する者がいない場合、又は署の嘱託歯科医定数を満たすことができない場合は、隣接警察署管内から上申基準を具備する歯科医師を当該署長間の協議により上申することができるものとする。ただし、この場合において同一の歯科医師を両警察署の嘱託歯科医として嘱託することはできないものとする。

イ その他嘱託歯科医の上申にあつては、次の事項を充足する者が嘱託されるよう留意すること。

- (ア) 警察業務に理解があり、協力の期待できる者であること。
- (イ) 歯科法医学の知識及び任務遂行に熱意を有する者であること。
- (ウ) 政治的偏向がない者であること。
- (エ) 協力依頼業務の遂行に堪え得る体力及び活動力を有する者であること。
- (オ) 人格及び行動について、社会的信望を有する者であること。

(4) 円滑な協力関係

署長は、嘱託歯科医と常に緊密な連携を保つて捜査協力関係が円滑に行われるように努めるとともに、本業務を通じて知り得た秘密が漏れることのないように配意すること。

以下別表等省略